

海外預金引出しサービス利用特約

第1条（海外預金引出しサービスの内容）

海外預金引出しサービス（以下「海外キャッシュサービス」といいます。）は、おきぎんVISAカード（以下「カード」といいます。）の本会員・家族会員が、日本国外で現地通貨により利用口座から預金の払戻しを受けることができるサービスです。

第2条（海外キャッシュサービスの適用）

海外キャッシュサービスは、おきぎんVISAカード会員規定第2条第1項に定める種類のカードを貸与された会員に適用します。

第3条（海外キャッシュサービスの取引を行う目的、利用方法、利用できる支払機等）

1. 本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国外において、海外キャッシュサービスとして別途定める方法により、海外キャッシュサービスの利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当行から現金を借り受けることができます。ただし、本会員が個人事業主の場合、生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的とします。なお、家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。
2. 海外キャッシュサービスは、日本国外に設置されたVISA International Service Association（以下「VISA International」といいます。）または「PLUS」に加盟する金融機関またはクレジット会社が設置し、指定している現金自動支払機（現金自動入払機を含みます。以下「海外支払機」といいます。）により受けることができます。なお、海外支払機の利用方法等は、それぞれの支払機設置先の定めによります。

第4条（利用枠）

1. 海外キャッシュサービスの利用枠は、ショッピング利用枠の範囲内で当行が定める金額とします。なお、海外キャッシュサービス利用による未決済額および日本国外におけるキャッシングサービス利用による未決済額があるときは、利用枠からこれら未決済額を除いた額とします。
2. 海外キャッシュサービス1回あたりの利用可能額は、VISA InternationalまたはVISA Internationalに加盟・提携する金融機関、クレジット会社の定める額とします。

第5条（手数料）

1. 海外キャッシュサービスの利用にあたっては、当行所定の手数料をいただきます。また、支払機利用手数料については、当該支払機を設置している金融機関、クレジット会社の定めによります。
2. 前項の手数料は、第6条第1項による引落としと同時に引落します。

第6条（本サービスの支払方法等）

1. 海外キャッシュサービスによる日本国外での払戻しにかかる利用口座からの引落しは、VISA Internationalの処理日の3営業日後を支払日とし、通帳および払戻請求書なしで利用口座から自動引落しの方法により支払うものとします。
2. 前項の支払いについては、引出し現地通貨額をVISA InternationalまたはVISA Internationalに加盟・提携する金融機関またはクレジット会社が定める時期ならびに為替相場に基づき円貨に換算した金額を引落すものとします。
3. 日本国外における支払機によるキャッシングサービスの請求が当行にあったときは、当行は海外キャッシュサービスの利用があったものとして前2項に基づき処理するものとします。
4. 海外キャッシュサービス利用による請求と弁済期の到来しているおきぎんVISAカード会員規定に定める他のサービス利用による債務の合計額が利用口座の残高不足等により引落しできないときは、そのいずれに充当するかは当行の任意とします。ただし、海外キャッシュサービス利用による請求と弁済期の到来している他のサービス利用による債務のいずれについても充当できないときは、その請求および債務の一部の自動引落しはいたしません。

第7条（引落し不能時の取扱い）

第5条第1項および第6条第2項の合計額が利用口座の残高不足等により引落しできないときは、海外キャッシュサービス利用による請求の自動引落しの取扱いはなかったものとし、かわりにその全額について、日本国外におけるキャッシングサービスを行ったものとして取扱います。なお、この場合の手数料は、第5条にかかわらずおきぎんVISAカード会員規定第25条第5項に定める手数料をいただきます。

第8条（サービスの停止）

おきぎんVISAカード会員規定第30条によるサービスの停止がなされたときは、海外キャッシュサービスを利用することはできません。

第9条（解約等）

海外キャッシュサービスの解約等については、おきぎんVISAカード会員規定第32条によるものとします。

なお、利用口座を解約したとき、またはカードを退会したときは、本特約による契約は終了します。

第10条（規定の適用）

本特約に定めのない事項については、おきぎんVISAカード会員規定によるほか、普通預金規定（総合口座規定）、おきぎんICキャッシュカード規定、おきぎん生体認証規定およびデビットカード取引規定により取扱います。

以上